

【変更版】

令和4年度

市民共創チャレンジ事業補助金

募集ガイド

（募集要項）



高岡市

目次

1	補助金の趣旨	1
2	市民共創チャレンジ事業について	1
3	補助金を申請できる団体	1
4	対象となる事業	3
5	補助金の内容	4
6	補助対象経費	5
7	年間の事業スケジュール	6
8	事前相談	7
9	事業説明会	7
10	申請書の提出	7
11	審査方法と審査基準	9
12	補助金交付の決定	10
13	中間報告会・交流会の開催	10
14	実績報告書の提出	10
15	事業報告会の開催	11
16	情報公開	11
17	留意事項	11
18	Q & A	12
19	(参考) 令和3年度市民共創チャレンジ事業	14

本事業に関するお問い合わせ、申請書提出先

高岡市 生活環境文化部 共創まちづくり課

〒933-8601 高岡市広小路7番50号 市役所7階

電話 0766-20-1328 FAX 0766-20-1641

受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

ホームページ

<http://www.city.takaoka.toyama.jp/kyodo/kyoso/challenge.html>



1 補助金の趣旨

高岡市では、「共創の指針」に基づき、「市民が主体的なまちづくり」を推進しています。「市民が主体的なまちづくり」とは、市民のみなさんが自分たちのまちについて考え、創り、育てていくことです。

それには、市民、団体、企業、大学、地域、行政等がこれまで以上に連携すること、地域の課題解決や新たなまちの魅力や地域の価値を創り上げることを目指して取り組むことが必要です。これを、「共創」による取り組みと呼んでいます。

市民のみなさんが連携して、地域を元気にし、魅力あふれるまちを創る取り組みに対し、その費用を補助することで、「共創」による取り組みを応援します。

2 市民共創チャレンジ事業について

新たな事業、これまで計画のみで実行に至らなかった事業など今後の活動のための土台づくりとなる事業です。（令和4年度中に完了する事業）

3 補助金を申請できる団体

次の要件にすべて当てはまるものとします。

- (1) 市内で公益的・公共的な活動を行っている、5人以上の会員で組織する市民活動団体、企業、大学、地縁組織、行政等2団体以上が連携した団体（連携主体）
- (2) 代表団体（連携主体を代表する団体）と連携団体（連携主体のうち、代表団体を除く団体）を置くもの
- (3) 連携主体の代表団体^{※1}の事務所が市内にあること

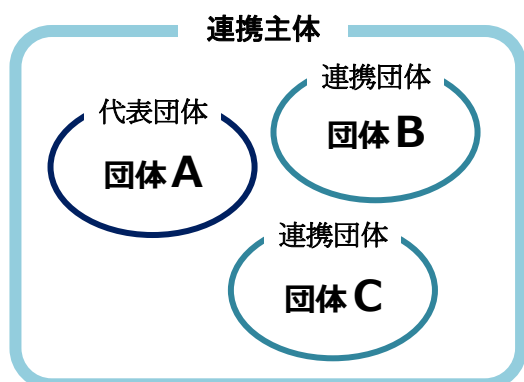
※1「代表団体」のみの要件

- ・団体の活動目的及び運営について、規約、会則等があること
- ・予算及び決算を適正に行っていること
- ・原則として、1年以上継続して活動をしていること

- (4) 特定の政治活動、宗教活動を主たる目的とする団体でないこと
- (5) その他、補助金の交付を受けることが不適当であると認められる団体でないこと

☆補助金を申請できる団体の要件には特例があります（次ページ参照）

【連携主体のイメージ】



申請できる団体に該当するか確認できる表が次ページにあります。



■ 連携主体の代表団体が前ページの要件に当てはまっていなくても、下記の表にある要件を満たしていれば、代表団体として申請することができます。

(○：申請可、●：特例として申請可)

代表団体		連携団体		申請の可・不可
市内 (※1)	3つの要件 (※2) を全て満たす	市内 (※1)	3つの要件 (※2) を全て満たす	
○	○ (全て満たす)	○	○ (全て満たす)	○
			×	○
		×	○ (全て満たす)	○
			×	○
	×	○ (全て満たす)	○	●
			×	×
		×	○	×
			×	×
×	○ (全て満たす)	○	○ (全て満たす)	● (ただし代表団体 は県内に限る)
			×	×
		×	○	×
			×	×
	×	○ (全て満たす)	○	×
			×	×
		×	○	×
			×	×

※1…団体の事務所が市内にある

※2…3つの要件：

- ・団体の活動目的及び運営について、規約、会則等があること
- ・予算及び決算を適正に行っていること
- ・原則として、1年以上継続して活動をしていること

4 対象となる事業

次の要件にすべて当てはまるものとします。

- (1) 市民・団体・企業・大学・地縁組織・行政等が連携して取り組む公益的・公共的な事業であって、地域課題や社会的課題の解決が図られるもの又は新たなまちの魅力や地域の価値が創り上げられるものであること
- (2) 市民満足度が高まり、具体的な効果及び成果が期待できるものであること
- (3) 連携主体の役割分担が明確かつ妥当で、連携して実施することにより相乗効果が高まるものであること
- (4) 申請団体が市内で実施する事業であること
- (5) 高岡市総合計画に掲げる分野別に設定された 17 の「めざすまちの姿^{※2}」に該当する実践的展開につながる事業であること

※2【高岡市総合計画における 17 の「めざすまちの姿」】

地域産業	1	ものづくり産業が時代の流れに対応し、活性化している
	2	水・緑・食が豊かで暮らしにうるおいがある
歴史・文化	3	世代を超えて受け継がれてきた歴史資産が大切に継承され、輝いている
	4	暮らしの中に万葉と前田家ゆかりの文化が息づいている
交流・観光	5	高岡の魅力を積極的に発信し、たくさんの人が訪れるようになっている
	6	生活の利便性が向上し、市街地に人が行き交いにぎわっている
	7	交通ネットワークを活かし、県西部の中核的役割を果たしている
子育て・教育	8	安心と希望、ゆとりを持って子育てを楽しんでいる
	9	教育を通じて個性を磨き、生きる力を高めあっている
	10	いくつになっても興味のあることを気軽に学んでいる
	11	いつでも気軽にスポーツを楽しんでいる
安全・安心	12	誰もが生き生きと自立して暮らしている
	13	健康的な生活を送り、必要な時に適切な医療を受けられる
	14	地域の人々の手で環境が守られている
	15	安全で快適な生活を送っている
	16	その人らしさが尊重され、お互いに助け合いながら幸せに暮らしている
	17	市役所が市民に信頼され、責任を持って取り組んでいる

※詳細は「高岡市総合計画(基本構想・第4次基本計画)」ホームページを参照してください。

https://www.city.takaoka.toyama.jp/keiei/shise/sesakukeikaku/4th_basic_plan_decision.html

■対象とならない事業

- ・政治活動、宗教活動を目的としたもの
- ・特定の個人又は団体のみが利益を受けるものや営利を目的としたもの
- ・政策提案のみのもの
- ・事業実施を伴わない調査や研究に関するもの
- ・地区住民の親睦を目的とする交流行事等のイベント開催のみを目的としたもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・当該事業に国、地方公共団体、財団等の民間団体から補助金等を受けているもの
- ・これまで市の助成を受けたことのある事業で、同一団体が実施する同じ内容のもの

申請を考えている事業が対象となるか、ご相談にのります。

ぜひ、お気軽にお問い合わせください。

■ 相談先 共創まちづくり課

※申請される場合、申請書の提出締切に間に合わなくなってしまうこともありますので、早めのご相談をおすすめします。

なお、申請にあたっては、内容確認のため必ず事前にご相談をお願いします。（事前相談については7ページを参照してください。）

令和3年度市民共創チャレンジ事業は、14ページに記載してありますので、参考にしてください。

申請事業について、次のような取組み例は対象とならないので、取組み内容を一工夫やプラスするなどしてください。

- ・冊子（マニュアル・郷土史等）の作成、印刷のみで事業が完結してしまうもの
- ・1回限りのイベント開催で事業が完結してしまうもの
- ・趣味やサークル活動に類する仲間内だけで事業が完結してしまうもの
- ・ハード整備（土地の整備、建物の建設・修繕等）のみで完了してしまうもの

5 補助金の内容

■ 補助限度額

連携主体を構成する団体数が	2団体	10万円
	3団体	15万円
	4団体以上	20万円

■ 補助率

補助対象経費の80% ※千円未満の端数は切り捨て

6 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、次に掲げるものとします。視察に係る費用や団体の運営に係る経費（経常的経費）については対象外です。

経費区分	内 容
謝金	講師（実施団体の構成員を除く。）等への謝金
賃金	事業実施のために必要な人件費（実施団体の構成員を除く。）
旅費	講師等の旅費、会議のための交通費等
消耗品費	資料、事務用品等の購入費（記念品、手土産代を除く。）、消毒液等
食糧費	外部講師等の弁当代（お茶代を含む。）及び実施団体が外部との会議や打ち合わせ開催時に供する外部講師等のお茶代（弁当代を除く。）
印刷製本費	資料、パンフレット等の印刷代
通信運搬費	郵送料、宅配料（通信費については、明らかに当該事業に係る経費と認められるものに限り対象とする。）
保険料	事業実施のために実施団体が負担する保険料
手数料	事業実施のために実施団体が負担する手数料
委託料	事業実施のために専門的な技術等を必要とするもの（調査委託、ホームページ作成委託等）
使用料及び賃借料	事業実施のための会場・施設使用料、備品等の賃借料
原材料費	工事、加工料等
工事請負費	事業実施にあたって、専門的な技術等を必要とするもの
備品購入費	1点あたり1万円を超える物品の購入費。なお、購入にあたっては、事前に市と協議するものとする。

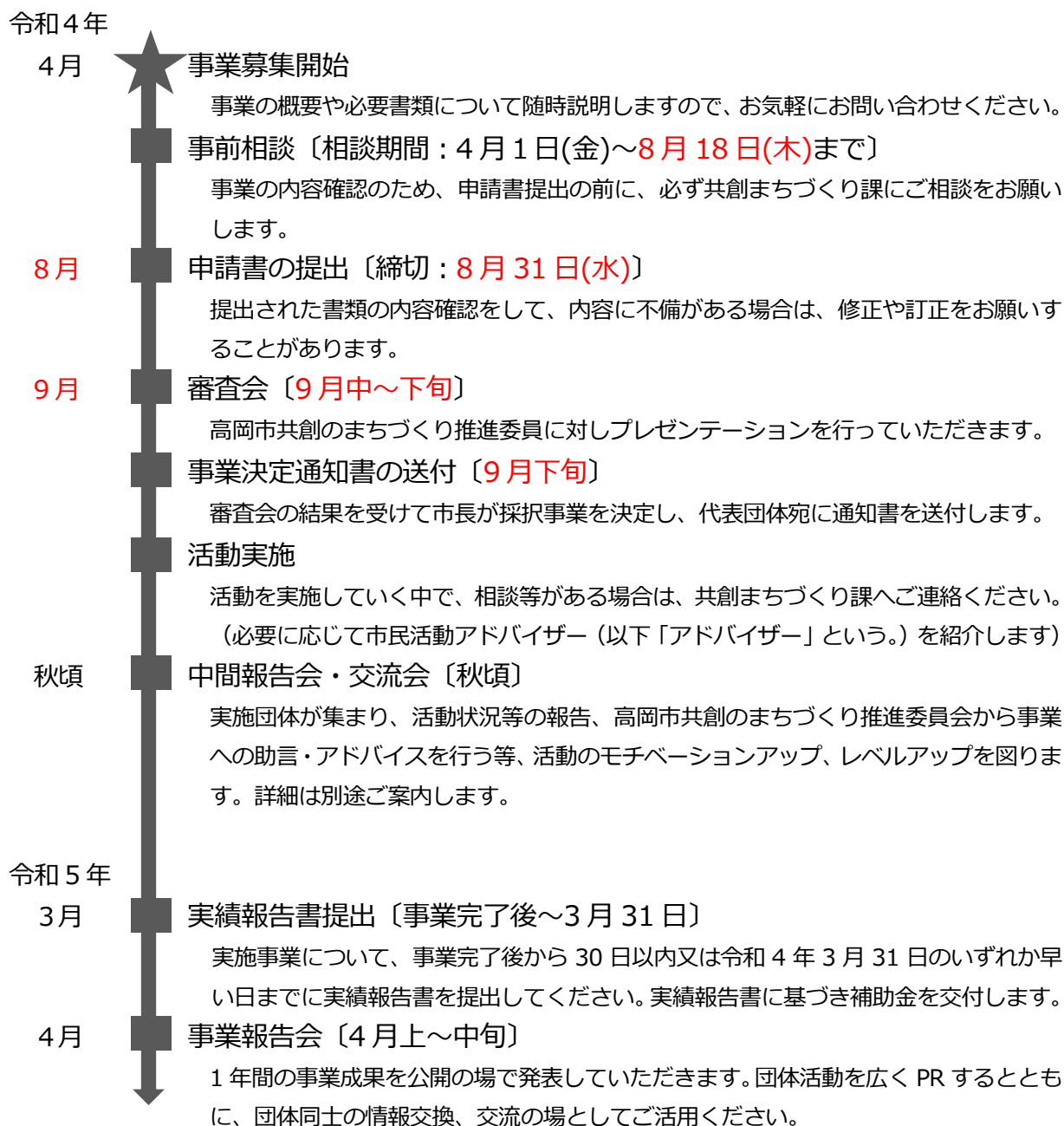
※事業の実施によって入場料、参加料、出展料等の収入が生じる場合は、補助対象経費からその額を控除するものとします。

※代表団体や連携団体に業務を発注する場合（支払先が代表団体や連携団体）は、対象外となる場合がありますので事前にご相談ください。

【補助対象とならない経費の例】

- ・視察に係る旅費等の経費
- ・電話代、インターネット利用料、電気代、水道代、ガス代等の団体の事務所等を維持するための経費
- ・修繕料（施設や備品等の修繕に係る経費）

7 年間の事業スケジュール【変更あり】



※新型コロナウイルス感染症等の影響により予定が変更となる場合があります。

8 事前相談【変更あり】

申請にあたり、内容確認のため必ず事前にご相談をお願いします。

- 相談期間 令和4年8月18日(木)まで
- 相談先 共創まちづくり課

9 事業説明会

補助金の概要等について説明をする事業説明会は、新型コロナウイルス感染拡大の予防及び防止のため今年度は開催しません。

申請を予定している団体等へは個別にご説明いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

10 申請書の提出【変更あり】

関係書類を添えて、申請書を提出してください。次の提出書類のうち、①～④については、原則、市のホームページから様式をダウンロードして作成してください。

- 申請期間 令和4年8月31日(水)まで
- 提出書類

- ① 市民共創チャレンジ事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 市民共創チャレンジ事業計画書(様式第2号)
- ③ 市民共創チャレンジ事業収支予算書(様式第3号)

(委託料、原材料費、工事請負費、備品購入費については、見積書やカタログの写し等金額の分かるものを添付してください。)

- ④ 連携主体概要書(様式第4号)
- ⑤ 団体の規約、会則等(代表団体のみ)※
- ⑥ 団体構成員名簿(連携主体の構成団体全て)
- ⑦ 前年度活動報告書及び収支決算書(代表団体のみ)※

※市内に事務所がある代表団体に⑤と⑦の片方しかない、または、⑤と⑦がない場合は、代表団体の⑤か⑦と市内に事務所がある連携団体の⑤と⑦をご提出ください。

※高岡市を除く県内に事務所がある代表団体の場合は、代表団体と市内に事務所がある連携団体の⑤と⑦をご提出ください。

ホームページ <http://www.city.takaoka.toyama.jp/kyodo/kyoso/challenge.html>



■ 提出方法

共創まちづくり課にお持ちください。(原則として、郵送は不可)

提出の際に、記載内容を確認しますので、申請内容の分かる方がお越しく下さい。

受付時間は午前8時30分～午後5時15分です。

申請後、提出書類の①～④のデータをメールにて提出してください。(情報セキュリティの運用上、USBメモリでのデータの受け渡しはできませんのでご了承ください。)

■ 申請できる事業数

1団体につき1事業のみ(1年度あたり)

※事業の実施にあたり、行政の担当課や、連携・協力が必要となる関係機関には、申請書の提出前に必ず事前協議を行ってください。

11 審査方法と審査基準

事業の審査は、高岡市共創のまちづくり推進委員会（以下「委員会」という。）委員が審査員となり審査を行います。実施団体は審査会で事業のプレゼンテーションを行っていただきます。

■ 審査方法

実施団体のプレゼンテーション及び書類審査により、各審査員の得点の平均で6割以上を獲得した団体のうち、上位の団体から予算の範囲内で「交付決定内定団体」を決定します。
※正式な補助金交付決定は、審査の結果に基づき、市長が決定します。

■ 審査基準

項目	要件・ポイント
A 市民の主体性	<ul style="list-style-type: none"> 市民等が連携して主体的に取り組む事業であり、連携主体の役割分担が明確になっていること 団体の専門性を活かした特色ある取り組みであること
B 事業の公益性	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題解決や市民ニーズに対応する公益性を持つものであること 他の市民も自由に参加・参画できる事業であること
C 事業の先進性	<ul style="list-style-type: none"> 創意工夫が盛り込まれた個性的で特色ある事業であること 事業実施により市民や他団体への活動の波及効果が期待できること
D 事業の計画性	<ul style="list-style-type: none"> 事業のスケジュール、予算などが適正で、実現可能なものであること
E 事業の自立性	<ul style="list-style-type: none"> 補助金以外でも、自主財源等により事業を継続するための仕組み作りがなされていること
F 事業の継続性	<ul style="list-style-type: none"> 事業が一度きりではなく継続性や発展性も見込まれること

【採点の基準】

審査基準A～Fの各項目について、次の表のとおり5段階評価で審査（採点）します。

評価点	採点基準
5	特に優れている／想定以上の効果が期待できる
4	優れている／かなり効果が期待できる
3	平均的・普通／一定の効果が期待できる
2	もう少し努力が必要である／少し効果が期待できる
1	努力が必要である／あまり効果が期待できない

【配点表】

各項目の配点は次のとおりです。審査で重視する項目は配点が高くなります。

○：重視する（評価点×2点）

項目	配点
A 市民の主体性	○ 10点
B 事業の公益性	○ 10点
C 事業の先進性	○ 10点
D 事業の計画性	○ 10点
E 事業の自立性	5点
F 事業の継続性	5点
合計（満点）	50点

■ 結果通知

審査結果は、すべての申請団体に書面で通知します。また、審査会での各審査員からの意見等を踏まえ、交付決定時に条件を付す場合があります。

12 補助金交付の決定

採択を受けた団体には、補助金の交付決定を行います。採択事業や実施団体は、市ホームページ等で公表します。

■ 補助金の概算払

補助金は、交付決定額の4分の3以内の額について、事業完了前に概算払を請求することができます。

詳細は、共創まちづくり課にお問い合わせください。

13 中間報告会・交流会の開催

補助金の交付決定を受け、おおむね6か月を経過した頃、実施団体等が集まる中間報告会・団体交流会を行います。

■ 中間報告会

各実施団体が、これまでの活動状況等について発表し、委員会から助言・アドバイスを受け、今後の活動のモチベーションアップやレベルアップを図ります。

■ 交流会

参加者が、活動のPRや情報交換を通して、活動する仲間を増やし、新たなつながりを作ることで、これからの取組みを活発に広げていくきっかけとなります。

※開催時期は、令和4年秋頃を予定していますので、実施団体の皆さんは必ず参加してください。詳しい日程や会場は、別途ご案内します。

14 実績報告書の提出

事業完了後30日以内又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類等を提出してください。

■ 提出資料

- ① 市民共創チャレンジ事業補助金実績報告書（様式第6号）
- ② 市民共創チャレンジ事業実施報告書（様式第7号）
- ③ 市民共創チャレンジ事業収支決算書（様式第8号）
- ④ 記録写真等の補助事業の成果を証する書類
- ⑤ 収支決算書に記載されている支出を証明する領収書等の写し
- ⑥ 市民共創チャレンジ事業評価シート（連携団体も各自記載してください）

15 事業報告会の開催

市民共創チャレンジ事業で取り組んだ事業の成果を幅広く市民に紹介するため、事業報告会を開催します。

開催時期は、令和5年4月上～中旬を予定しています。詳しい日程や会場は、別途ご案内します。

16 情報公開

個人情報を除き、提出書類の内容は、公開の対象としています。団体名（代表団体、連携団体すべて）、事業内容、実施内容等は、市のホームページ等でお知らせしていきます。問い合わせがあった場合は、代表団体の連絡先等の情報を提供します。

また、提出いただいた交付申請書、実績報告書、記録写真、成果物等は、全団体分を冊子として取りまとめ、中間報告会及び事業報告会にて来場者に配布しますので、ご了承ください。

17 留意事項

事業実施にあたり、次の事項にご留意ください。

- (1) 交付決定後、大幅に事業内容や予算内容の変更を行う場合は、事前に共創まちづくり課にご相談のうえ、了解を得てから変更をお願いします。事前の相談等なく変更した場合は、補助金の交付ができない場合がありますのでご注意ください。
- (2) 交付決定を受けた団体が、同一事業に他の公的な補助金又は助成金を受けた場合は、市に文書で報告し、申請の取り下げを行ってください。
- (3) 交付決定後又は補助金交付後に次のような事例が判明した場合は、その全部又は一部の交付決定を取消し、交付した補助金がある場合は該当金額について返還していただきます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・申請に関して虚偽又は不正の事実があったとき・補助金を対象活動以外に使用したとき・要綱の規定に違反したとき・特段の事由なく、事業報告会に参加しないとき・必要な調査や是正要求に従わないとき・事由なく、活動内容と申請内容が相違したとき・補助対象とされた活動が行えなくなったとき又は補助対象の要件を欠いたとき |
|---|

- (4) 活動実施者の病気、災害、事故等により、やむを得ず活動を中断しなければならなくなったときは速やかに共創まちづくり課にご連絡ください。実施団体と協議のうえ、その後の対応について検討します。
- (5) 本要項は新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、内容を変更する場合があります。

「公益的・公共的な活動」とはどのようなものですか？

例えば、自分が住んでいる地域の課題や困りごとを解決する活動や不特定多数の人が必要としているサービスを提供する活動など、地域や社会に対して役立てられる活動のことです。

活動の分野は、地域活性化・まちづくり、子育て、障がい者・高齢者の自立支援、相談支援、文化芸術、スポーツなど多岐にわたります。

どのような相手と連携すれば良いのですか？

連携する相手の組織形態（市民活動団体、民間企業、自治会、教育機関、任意団体など）は問いません。ただし、次のような団体は対象外です。

- ・補助金を申請する事業を実施するためだけに構成された一過性の団体
- ・団体の構成員に暴力団等を含む団体 など

連携団体の数について制限はありますか？

連携する団体の数に制限はありません。

これまで市からの助成を受けたことのある事業で、事業内容を一部変更して取り組むものは対象となりますか？

これまで市からの助成を受けて実施したことのある事業で、実施団体及び内容が全く同じものは、連携して取り組んでも対象となりません。（2年連続でのチャレンジ事業の申請はできません。）今回同じ連携団体であっても、新たな視点を取り入れて新たな事業を行うものは対象となります。（前回の実施事業も引き続き取り組んでください。）

既存の事業は対象になりますか？

既存の活動の単なる継続については対象となりません。

申請事業とならない取組みにはどのようなものがありますか？

趣味やサークル活動に類するものであり仲間内だけで事業が完結してしまうもの、マニュアルや郷土史等の冊子を作成、印刷することで事業が完結してしまうもの、1回限りで開催するイベントは申請事業とならない取組みです。その取組みが、地域の課題解決を図り、新たなまちの魅力を創る事業の一手段となりうる場合は申請事業に含めてください。

土地や建物等のハード整備を事業として検討しているのですが対象となりますか？

土地の整備や建物の建設・修繕等ハード整備のみの事業は対象となりません。ハード整備は継続事業を想定しており、それを活用した地域課題の解決やまちの魅力が創られるための取組みを行う必要があります。

営利目的の活動とは？

事業収入を専ら自分たちの利益として得る場合のことです。公益的な団体が活動の対価として参加料や会費を集めることについては、問題ありません。それ自体が地域や社会に貢献をしているといえます。そのために必要な最低限の収入を得ることについては営利目的とはみなしません。

例年実施している地域での行祭事やイベントは対象になりますか？

毎年実施している場合でもそうでなくても、単発のイベントは対象となりません。ただし、事業目標を達成するための1つの手段としてイベントが必要であると認める場合はその限りではありません。

外部講師等、実施団体の構成員、参加者への食糧費は補助対象経費になりますか？

講演会やセミナー等開催時に供する外部講師等の弁当代（お茶代を含む）及び実施団体が外部との会議や打ち合わせ開催時に供する外部講師等のお茶代（弁当代を除く）は補助対象経費になります。実施団体の構成員と参加者への食糧費は補助対象となりません。

事業の申請にあたって、事前相談は必ずしなければいけませんか？

申請書の提出前に、事務局が申請予定の事業内容や補助対象経費について確認することで、スムーズな申請につながります。必ず相談期間内に一度共創まちづくり課へ相談してください。

審査を行う「高岡市共創のまちづくり推進委員会」について

学識経験者や市民活動に関し知識経験を有する者等で構成される11名の委員による委員会で、本事業の審査や事業に対する助言・アドバイス等を行います。選考は、募集要項中の審査基準に基づき審査します。審査の公平性を保つため、審査員が所属する団体の申請事業については、その審査員は審査を辞退し、その他の審査員が審査します。

事業はいつから開始できますか？

委員会による審査の結果を受けて、市長が補助金の交付決定を行います。事業の開始は、その交付決定を行った日以降から開始できます。交付決定日以前に取組んだ事業及び経費は補助対象経費となりませんのでご注意ください。

中間報告会・交流会の出席は必須ですか？

中間報告会は、実施団体が補助金交付決定を受け、おおむね6か月を経過した頃に、活動状況の中間報告をしていただく必要があるため、必ず参加をお願いします。

また、交流会は、様々な参加者との交流による新たなつながり・情報交換をしていただく場であり、今後の活動の広がりにつながると考えられますのでぜひご参加ください。

19 (参考) 令和3年度市民共創チャレンジ事業

1	事業名	軽トラ市で戸出のまちづくり				
	(連携主体名)	〔戸出共創・共生まちづくり事業実行委員会〕				
	代表団体	といで未来プロデュース				
	連携団体	戸出地区未来創造異脳種会議「戸出によっといで」 戸出東町自治会 株式会社北陸銀行 社会福祉法人戸出福祉会				
	事業内容	戸出東部地区工業跡地を利用して「軽トラ市」を開催する。戸出の新たな価値を共に作り出し、誰もが活躍できる町づくり事業の一環であり、「軽トラ市」を開催することにより、多くの方々に戸出のまちづくりへの関心を広めていく。				
	事業費(千円)	440	補助対象経費(千円)	440	交付決定額(千円)	200

2	事業名	よっさまちづくり会議				
	(連携主体名)	〔よっさまちづくり会議〕				
	代表団体	NPO 法人吉久みらいプロジェクト				
	連携団体	吉久まちづくり推進協議会 株式会社高岡市衛生公社 万葉線株式会社				
	事業内容	吉久住民をはじめ地域企業や関連団体と共に、「よっさまちづくり会議（ワークショップ及び講演会）」を開催し、吉久の未来のまちづくりのビジョンを共有したうえで、まちのPR動画を作成する。また、PR動画を空き家活用の取り組みの足掛かりとする。				
	事業費(千円)	290	補助対象経費(千円)	260	交付決定額(千円)	200

3	事業名	道の駅福祉地方創生プロジェクト				
	〔連携主体名〕	〔道の駅福祉地方創生プロジェクト〕				
	代表団体	株式会社インサイト				
	連携団体	国吉・五位地域包括支援センター 伏木・太田地域包括支援センター ジェック経営コンサルタント 高岡市（福祉連携推進室、都市計画課）				
	事業内容	福祉、医療、保健、行政、企業が一体となり、道の駅を活用して、高齢者から子どもたちまでを対象としたラジオ体操や健康増進イベントを開催する。市民からより愛される駅として、平時から健康を意識した新しい道の駅の魅力を創出する。				
	事業費(千円)	250	補助対象経費(千円)	250	交付決定額(千円)	200

4	事業名	ボランティア活動の魅力・情報発信 ～見る・知る・動くボランティアの力によるまちづくりを目指して～				
	〔連携主体名〕	〔ボランティア魅力発信隊〕				
	代表団体	高岡市ボランティア連絡協議会				
	連携団体	高岡市ボランティアセンター 富山福祉短期大学ボランティアセンター 公益社団法人高岡青年会議所				
	事業内容	定年延長等のさまざまな要因からボランティア活動参加者の減少や、ボランティアの担い手の高齢化が見られている。幅広い世代の方に SNS を活用してボランティア活動の魅力を伝えることで担い手の発掘を行い、地域の困りごとを地域の人々で助け合うことができるまちづくりを目指す。本事業ではボランティア活動を PR するために動画作成講座を開催すると共に、動画編集部会を設置し、他団体の PR 活動を支援する体制の構築を目指す。				
	事業費(千円)	316	補助対象経費(千円)	316	交付決定額(千円)	200